平成２８年（フ）第１５１５号
大阪府八尾市北本町３丁目２番12号
債務者　西田悠紀子
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５９６号
大阪府守口市南寺方南通１丁目７番38－Ｂ217号
債務者　平松　利弘
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７２１号
大阪市都島区大東町２丁目10番25号
債務者　藤本　民子
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７３２号
大阪府茨木市上穂積３丁目２番25号　ハイツ岡崎　301号
債務者　伊藤義和こと　伊**赫**　義和
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９１号
北海道旭川市南４条通26丁目499番地の138
ファミール　201号室
債務者　久保　麻美（旧姓増輪）
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９４号
北海道旭川市忠和３条８丁目２番２－502号
市営住宅２－502号
債務者　佐藤　善樹
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０７号
北海道旭川市神居町春志内491番地
債務者　新井成子こと　朴　　成子
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第８０５号
埼玉県蕨市塚越１丁目17番９号
破産者　小島　良夫
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２２３号
奈良県大和高田市大字松塚777番地２
破産者　松田酒店こと　松田　全明
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第４１８号
名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地　市営上飯田南荘６棟715号
破産者　新井　　明
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０１６号
愛知県東海市荒尾町清水入15番地の３
破産者　川波　　洋
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２４５号
名古屋市港区春田野１丁目713番地
破産者　大西　直樹
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５３４号
神戸市須磨区戎町５丁目１番31号　102号、従前の住所神戸市長田区大橋町９丁目１番19―406号
破産者　佐野　元務
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９９号
北海道伊達市末永町49番地55　道営末永中央団地Ｃ－205号、前住所北海道伊達市弄月町55番地８　ガーデンウエスト　103号室
破産者　中野　博貴
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１６２号
新潟県新潟市南区神屋379番地１　ドゥエル白根Ａ　１階103号室、開始決定時の住所新潟県新潟市南区助次右エ門組17番地
破産者　佐藤　一男
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７６号
金沢市千木町ル52番　ラフィネ千木102号室、住民票上の住所石川県白山市乾町87番地１エクラジュ201号室（従前々の住所）金沢市疋田２丁目138番地２
破産者　裏野　公枝
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部